

○菊川市こども・若者参画支援交付金交付要綱

令和6年3月29日

告示第73号

改正 令和7年3月28日告示第62号

(趣旨)

第1条 市長は、菊川市内において自主的な地域づくり活動にチャレンジしようとする若者団体に対し、予算の範囲内において、菊川市こども・若者参画支援交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり活動 地域の活性化、賑わいの創出及び地域課題等の解決等を目的とする活動をいう。
- (2) こども・若者 高等学校に在籍する生徒、大学、短大、専修学校又は専門学校に在籍する学生及び交付金の交付の対象となる活動行う年度に16歳から22歳になる者のことをいう。
- (3) 若者団体 次のいずれにも該当する団体又はグループであって、地域づくり活動を行うものをいう。
 - ア 市内で地域づくり活動を実践しようとするこども・若者が、3人以上でかつ複数の世帯に属する者で構成していること。
 - イ 構成員の8割以上がこども・若者であること。ただし、構成員が18歳以下の者だけで構成される場合は、構成員とは別にサポートする19歳以上の者が2人以上いること。
 - ウ 営利、宗教又は政治活動を目的としないものであること。
 - エ 他の若者団体とメンバーが半数以上重なっていないこと。

(交付対象活動)

第3条 交付金の交付の対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、菊川市内において、若者団体が自発的かつ主体的に取り組む地域づくり活動（他の団体が行う地域づくり活動に協力して行うものを含む。）とする。

2 前項の規定による交付対象活動であっても、同一年度に市その他の地方公共団体又は国の他の制度の補助金等の交付を受ける場合は、交付の対象としないものとする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象活動に直接要する経費として市長が認めたものとする。

(交付金の額等)

第5条 交付金の交付の額は、交付対象経費の額とし上限を100,000円とする。

2 交付金の交付は、1団体当たり1年度につき1回までとする。

(交付の申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする若者団体は、菊川市こども・若者参画支援交付金

交付申請書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に1部提出するものとする。

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに提出するものとする。

（交付の決定の通知）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、その旨を菊川市こども・若者参画支援交付金交付決定（概算払承認）通知書（様式第2号）により、当該若者団体に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、交付金の交付の決定に当たり、若者団体に対し次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 活動を中止し、若しくは廃止しようとする場合、活動が予定の期間内に完了しない場合、又は活動の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 交付金の収支や使途を確認できるよう、領収書等の関係書類を整理しておくこと。

(3) 交付金の交付を受けた年度に市が主催する活動報告会において、交付対象活動の状況、実績及び成果等について発表すること。

（実績報告）

第9条 第7条の規定による交付金の交付決定を受けた若者団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該年度の活動が完了したときは、菊川市こども・若者参画支援交付金実績報告書（様式第3号）に市長が別に定める書類を添えて、事業完了後速やかに市長に1部提出するものとする。

（交付の確定の通知）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金を確定し、交付決定団体に対し、菊川市こども・若者参画支援交付金交付確定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（請求の手続）

第11条 交付金の交付の請求を行おうとする若者団体は、請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、前条の交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に提出しなければならない。

（概算払い請求の手続）

第12条 交付金の交付の概算払の請求を行おうとする若者団体は、概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の概算払請求書は、第7条の交付決定通知書を受領した日以後において、概算払を必要とする日の30日前までに提出しなければならない。

（公表等）

第13条 市長は、第7条の規定により交付を決定したとき及び第10条の規定により交付を確定したときは、当該若者団体の名称、活動内容等について公表するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日告示第62号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市子ども・若者参画支援交付金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 宛

申請者 団体名
代表者

菊川市子ども・若者参画支援交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 団体名
- 2 活動名
- 3 対象経費
- 4 交付申請額
- 5 活動期間

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市子ども・若者参画支援交付金交付決定（概算払承認）通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

菊川市長 氏 名

年 月 日付けで申請があった菊川市子ども・若者参画支援交付金の交付について、次のとおり決定します。

なお、概算払については、3のとおり承認します。

- 1 交付金の対象となる事業
 - (1) 活動総称
 - (2) 活動内容
- 2 交付決定金額は、金 円とする。
- 3 承認の内容
 - (1) 金額 円
 - (2) 理由
- 4 交付の条件

様式第3号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市こども・若者参画支援交付金実績報告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 団体名
代表者

菊川市こども・若者参画支援交付金の決定を受けた活動が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 団体名
- 2 活動名
- 3 対象経費
- 4 交付金額
- 5 活動期間

様式第4号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市こども・若者参画支援交付金交付確定通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

菊川市長 氏 名

年 月 日付け 第 号により決定した菊川市こども・若者参画支援交付金の交付について、次のとおり確定します。

- 1 交付確定額 円
- 2 交付決定額 円

様式第5号（第11条、第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定（決定）を受けた菊川市こども・若者参画支援交付金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 宛

住所又は所在地
団体名
代表者

口座振込先	金融機関名		口座種類	
金融機関名	本・支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義人				